

山口大学工学部等の名義の使用承認に関する要項（案）

平成23年 3月19日 制定
令和 3年 4月 8日 改正
令和 8年 4月 1日 改正

（趣旨）

第1条 この要項は、山口大学工学部又は山口大学情報学部若しくは山口大学大学院創成科学研究科（以下「工学部等」という。）の共催及び後援の名義（以下「名義」という。）の使用承認に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要項において、次の用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「事業」とは、団体又は個人（以下「団体等」という。）が主催する会議、研究会、シンポジウム、競技会その他の催事をいう。
- (2) 「共催」とは、工学部等以外の団体等が主催する事業について、工学部等が共同して開催することをいう。
- (3) 「後援」とは、工学部等以外の団体等が主催する事業について、工学部等がその趣旨に賛同し、工学部等の名義の使用を認めることをもって支援することをいう。

（承認基準）

第3条 名義の使用は、当該事業が次の各号のいずれにも該当する場合に承認する。

- (1) 教育、学術、文化又は体育の向上普及に寄与する広域的な規模にわたる事業であること。
- (2) 次のいずれかに該当する機関等が実施する事業であること。
 - ア 国の機関
 - イ 地方公共団体の機関
 - ウ 教育研究機関
 - エ 教育、学術、文化又は体育に関する団体（宗教法人及びこれに準ずるものを除く。）
 - オ その他工学部長又は情報学部長（以下「学部長」という。）が名義を使用させることが適当と認める団体

（手続）

第4条 名義の使用承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式第1号の使用承認申請書（以下「申請書」という。）を学部長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 申請書の他、主催団体の寄附行為、定款、会則等を提出するものとする。

（通知）

第5条 学部長は、前条の申請書が提出されたときは、第3条に規定する承認基準によって審査し、速やかにその可否を別紙様式第2号により申請者に通知するものとする。

（承認条件）

第6条 学部長は、前条において名義の使用承認を通知する場合には、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業計画に変更があったときは、直ちに届け出ること。
- (2) 事業を行うに当たって、工学部等は当該事業に係る経費を一切負担しないこと。ただし、共催事業にあってはこの限りでない。
- (3) 工学部等は、事業及びこれに伴う行為から生じた損害等の賠償責任を負わないこと。

（承認の取消し）

第7条 学部長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、名義の使用承認を取

り消すことができる。

(1) 承認条件に違反したとき。

(2) 申請書に虚偽の記載があったとき。

(3) その他名義を使用させることが不適当と認めたとき。

2 学部長は、前項の規定により名義の使用承認を取り消した場合は、別紙様式第3号により、申請者に通知するものとする。

(事務)

第8条 名義の使用承認に関する事務は、常盤キャンパス学部事務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、名義の使用承認に関し必要な事項は、学部長がその都度定める。

附 則

この要項は、平成23年3月19日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月8日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

名義使用承認申請書

令和 年 月 日

山口大学工学部長（山口大学情報学部長） 殿

住 所
機 関 名 等
代 表 責 任 者 名

下記の事業に名義を使用したいので、承認願います。

記

名 義 の 区 分	☐ 共催 ☐ 後援
希 望 す る 名 義	☐ 山口大学工学部 ☐ 山口大学情報学部 ☐ 山口大学大学院創成科学研究科
事 業 名	
日 時	
開 催 場 所	
主 催 者	
事業の概要 （目的，内容， 教育・学術・文 化的意義等）	
その他の後援団 体 等	
担 当 者 名 等	担当者名： 電話番号： mail：

添付書類について

- ・主催団体の寄附行為，定款，会則等を添付すること。なお，寄附行為，定款，会則等を有しない団体については，団体の概要が分かるもの（設置要項，組織図等）を添付することで，これに代えることができる。※国及び地方公共団体の機関は省略可
- ・事業計画書や実施要項などの事業概要等を作成している場合は，添付すること。

別紙様式第2号（第5条関係）

名義使用（承認・不承認）通知書

口大工 (情) 第 号
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山口大学工学部長
(山口大学情報学部長)
(公 印 省 略)

令和 年 月 日付けで申請のありました名義使用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

承認・不承認の別	☐ 承認 ☐ 不承認
名 義 の 区 分	☐ 共催 ☐ 後援
名 義	☐ 山口大学工学部 ☐ 山口大学情報学部 ☐ 山口大学大学院創成科学研究科
事 業 名	
条 件 (又は不承認の理由)	
備 考	

名義使用承認取消通知書

口大工（情）第 号
令和 年 月 日

（申 請 者） 殿

山口大学工学部長
（山口大学情報学部長）
（公 印 省 略）

令和 年 月 日付け口大工（情）第 号で承認した名義使用について、下記の理由により承認を取り消したので通知します。

記

名 義 の 区 分	☐ 共催 ☐ 後援
事 業 名	
理 由	
備 考	